

**令和 8 年第 2 回
羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）
会議録**

日 時 令和 8 年 4 月 2 7 日（月）午後 1 時 3 0 分～午後 1 時 5 5 分

場 所 羽村・瑞穂地区第 2 学校給食センター会議室

出席者の氏名 5 名

教育長 儘田 文雄、教育長職務代理者 大井 克己、
委員 永井 英義、委員 村上 豊子、委員 海東 朝美

欠席者 なし

傍聴者 なし

出席した職員の職・氏名

事務局長 西尾 洋介、給食課長 田島 等、管理給食係長 鳥海 博幸、
管理給食係 大瀧 枝里子

組織市町教育委員会の出席者の職・氏名

羽村市教育委員会生涯学習部 参事 西 雅生
羽村市教育委員会生涯学習部長 吉岡 泰孝
羽村市教育委員会生涯学習部学校教育課長 平原 貞幸
瑞穂町教育委員会学校教育部長 目黒 克己
瑞穂町教育委員会学校教育課長 大澤 達哉

議事日程

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議席の指定について

日程第 3 会議録署名委員の指名について

日程第 4 議案第 4 号 臨時代理の報告及び承認を求めることについて

〔令和 7 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第 4 号）
のうち教育費に係る部分の意見聴取について〕

日程第 5 議案第 5 号 臨時代理の報告及び承認を求めることについて

〔羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する
規則の一部を改正する規則〕

日程第6 議案第6号 臨時代理の報告及び承認を求めることについて

〔令和8年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について〕

日程第7 報告事項1 令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第2号）について

報告事項2 令和8年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第1号）について

報告事項3 令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分について

会議経過

○教育長（儘田文雄） 改めまして、皆さんこんにちは。ただいまの出席者は5人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和8年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）を開催します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

〔日程第1〕

○教育長（儘田文雄） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

〔日程第2〕

○教育長（儘田文雄） 日程第2、議席の指定を行います。

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会会議規則第6条により、委員の議席は、委員の任命があった都度、教育長が会議に諮って、これを指定すると規定されています。議席につきましては、ただいまご着席の議席としますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（儘田文雄） ご異議なしと認めます。よって、議席につきましては、ただいまご着席の議席に指定します。

〔日程第3〕

○教育長（儘田文雄） 日程第3、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、教育長において海東朝美委員を指名します。どうぞよろしくお願いいたします。

〔日程第4〕

○教育長（儘田文雄） 日程第4「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第4号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について〕」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（西尾洋介） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） よろしくお願ひします。

○事務局長（西尾洋介） 議案第4号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第4号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について〕」をご説明させていただきます。

歳入歳出のうち教育費に係る部分につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取すべき事項と定められておりますが、令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第4号）のうち、教育費に係る部分の意見聴取については、事前に教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会行政組織規則」第5条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

補正予算の詳細ですが、お手元に配付しました議案第4号別紙「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第4号）（案）概要説明書」をご覧ください。

今回の補正は、歳入・歳出それぞれ2千123万9千円を減額し、予算の総額を、歳入・歳出それぞれ6億9千889万7千円とするものです。

補正の内容ですが、歳入の3款「諸収入」2項「雑入」1目「雑入」の説明欄をご覧ください。

「学校給食費保護者負担軽減事業補助金」について、羽村市及び瑞穂町の補助額が確定したことに伴う減額となります。減額の内訳ですが、羽村市が757万2千円。瑞穂町が1千366万7千円です。

「学校給食費保護者負担軽減事業補助金」は、給食計画で定めた給食の実施日数及び児童・生徒の人数を基に補助額を予算計上しておりますが、学級閉鎖などにより給食の実施日数が減少したことが補助額が減額となった主な理由となります。

歳出では、3款「教育費」2項「保健体育費」1目「学校給食費」に計上する「補助・助成金」の額を、先ほど説明した理由から、歳入と同額の2千123万9千円減額するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（儘田文雄） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。

何か質疑ございますか。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。議案第4号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第4号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について〕」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（儘田文雄） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

〔日程第5〕

○教育長（儘田文雄） 日程第5、議案第5号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則〕」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（西尾洋介） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○事務局長（西尾洋介） それでは、議案第5号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則〕」について、説明いたします。

本件は、教育委員会の議決事項である「羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、4月1日から施行する必要性が生じ、教育委員会の議決すべき事項について特に緊急を要するため、教育委員会を招集する時間的余裕がないことから、「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会行政組織規則」第5条第1項の規定に基づきまして、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

本規則の改正につきましては、羽村市及び瑞穂町の学校給食費に対する保護者負担軽減事業実施に伴い、規則の一部改正を行うものです。

改正の内容につきましては、お手元の議案第5号の1ページ、議案第5号資料の新旧対照表をご覧ください。表中、左の改正後の欄でご説明させていただきます。

第20条は、給食費の額として、給食を受ける児童及び生徒の保護者並びに職員等の負担額について、改正しようとするものです。第1号では、小学生低学年の月額を5千315円、第2号では、小学生中学年の月額を5千550円、第3号では、小学生高学

年の月額を5千720円、第4号では、中学生の月額を6千550円にそれぞれ改め、第5号では、小学校に属する職員及び小学校給食を調理配食している羽村・瑞穂地区学校給食センターの業務に従事する職員等については、小学生高学年と同額の月額5千720円に改め、中学校に属する職員及び中学校給食を調理配食している羽村・瑞穂地区第2学校給食センターの業務に従事する職員等については、中学生と同額の月額6千550円に改めるものです。

2ページをご覧ください。

付則第5項は、給食を受ける児童及び生徒の保護者が負担する給食費の令和8年度の特例として、給食費無償化に相当する保護者負担額の軽減を規定するものであります。

なお、この規則は、令和8年4月1日から施行しております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（儘田文雄） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。

何か質疑ございますか。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。議案第5号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則〕」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（儘田文雄） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

〔日程第6〕

○教育長（儘田文雄） 日程第6、議案第6号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔令和8年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について〕」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（西尾洋介） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○事務局長（西尾洋介） それでは、議案第6号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔令和8年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について〕」を説明いたします。

歳入歳出のうち教育費に係る部分につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取すべき事項と定められて

おりますが、令和8年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）のうち、教育費に係る部分の意見聴取については、事前に教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会行政組織規則」第5条第1項の規定に基づきまして、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

補正予算の詳細ですが、お手元に配付しました議案第6号別紙「令和8年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）（案）概要説明書」をご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億1千699万5千円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5千165万2千円とするものです。

羽村市及び瑞穂町では、小中学校の給食の無償化を実施することとし、令和8年度当初予算において、それぞれ学校給食費保護者負担軽減事業に要する経費を予算計上いたしました。

今回の補正は、羽村市、瑞穂町で3月に開催された令和8年第1回議会定例会において予算計上された補助額に基づき、補正予算として措置するものです。

まず、歳入です。

補助金の額は、3億1千699万5千円とし、説明欄のとおり、羽村市から2億414万3千円、瑞穂町から1億1千285万2千円となります。

次に、歳出です。

学校給食用食材料購入費については、公会計である羽村・瑞穂地区学校給食組合一般会計からではなく、私費会計である羽村・瑞穂地区学校給食費会計から支出することから、歳入額と同額である3億1千699万5千円を、羽村・瑞穂地区学校給食費会計へ支出する額として予算計上するものです。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（儘田文雄） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。

何か質疑ございますか。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。議案第6号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔令和8年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について〕」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（儘田文雄） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

〔日程第7〕

○教育長（儘田文雄） 日程第7、報告事項1、令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第2号）について、事務局からの説明を求めます。

○給食課長（田島等） 教育長、給食課長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○給食課長（田島等） 報告事項1、令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第2号）について、説明します。

お手元の報告事項1資料をご覧ください。

令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

2ページをご覧ください。

収入支出予算の補正の科目区分ごとの金額並びに補正後の収入支出の予算の金額は、「第1表収入支出予算補正」によります。

補正予算の詳細については、3ページの「収入支出補正予算事項別明細書」で説明いたします。

初めに収入です。

科目4「諸収入」は、補正前の額2億9千90万3千円から補正額2千123万9千円を減額し、計2億6千966万4千円とするものです。

「学校給食費保護者負担軽減事業補助金」を2千123万9千円減額とするものです。

続いて、支出です。

科目1「小学校原材料費」は、補正前の額2億1千779万1千円から補正額1千296万9千円を減額し、計2億482万2千円とするものです。

「学校給食用食材料購入費補助金」の支給額が確定したことにより、1千296万9千円を減額するものです。

科目2「中学校原材料費」は補正前の額1億3千827万7千円から補正額827万円を減額し、計1億3千万7千円とするものです。

「学校給食用食材料購入費補助金」の交付額が確定したことにより、827万円を減額するものです。

「学校給食用食材料購入費補助金」の交付額が減額となった主な理由としては、学級閉鎖等による給食実施日の減少によるものです。

以上で、「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第2号）」の説明とさせていただきます。

○教育長（儘田文雄） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑がありましたら、お願いをいたします。

(質疑なし)

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

報告事項2、令和8年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第1号）について、事務局から説明をお願いいたします。

○給食課長（田島等） 教育長、給食課長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○給食課長（田島等） 報告事項2、令和8年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

お手元の報告事項2資料をご覧ください。

令和8年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

収入支出予算の補正。収入支出予算の補正の科目区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出の予算の金額は、「第1表収入支出予算補正」によります。

2ページをご覧ください。

第1表として収入支出予算補正を記載しておりますが、内容については3ページの「収入支出補正予算事項別明細書」で説明いたします。

初めに収入です。

科目1「小学校給食費」は、補正前の額2億1千135万2千円から、補正額1億9千50万2千円を減額し、計2千85万円とするものです。

科目2「中学校給食費」は、補正前の額1億3千239万6千円から、補正額1億2千76万3千円を減額し、計1千163万3千円とするものです。

科目4「諸収入」は、補正前の額18万4千円に補正額3億1千699万5千円を追加し、計3億1千717万9千円とするものです。

収入合計は、3億5千116万2千円に変更はございません。

続いて、支出です。

科目1「小学校原材料費」は、補正前の額2億1千135万2千円から補正額458万7千円を増額し、計2億1千593万9千円とするものです。

科目2「中学校原材料費」は、補正前の額1億3千239万6千円に補正額114万3千円を増額し、計1億3千353万9千円とするものです。

羽村市及び瑞穂町から、それぞれ学校給食費保護者負担軽減事業に要する経費が計上されたことに伴い、その補助額に基づき、増額分を補正するものです。

以上で、「令和8年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第1号）」の説明とさせていただきます。

○教育長（儘田文雄） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑がありましたら、お願いいたします。

(質疑なし)

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

報告事項 3、令和 7 年度羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分について、事務局からの説明を求めます。

○給食課長（田島等） 教育長、給食課長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○給食課長（田島等） 報告事項 3、令和 7 年度羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分についてを報告いたします。

お手元に配付いたしました報告事項 3 資料をご覧ください。

この不納欠損処分につきましては、「羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分（内規）」に基づき、処分を行ったものです。

処分の内容ですが、「1 不納欠損額」は、9 世帯延べ 27 件で、合計 76 万 2 千 25 円となります。

小学校給食費は、羽村市が 4 件・12 万 7 千 690 円、瑞穂町が 5 件・14 万 2 千 30 円、計 9 件・26 万 7 千 920 円です。中学校給食費は、羽村市が 13 件・36 万 6 千 11 円、瑞穂町が 5 件・13 万 3 千 494 円、計 18 件・49 万 4 千 105 円です。

（2）年度別内訳は、この 27 件が該当する過年度分の内訳として、平成 17 年度から令和 5 年度までの金額について記載したものでございます。

「2 不納欠損理由」ですが、内規の 2、「破産法第 253 条第 1 項の規定により滞納者が学校給食費徴収権等について、その責任を免れたとき。」に該当する世帯が 1 世帯です。

続いて、2 ページになりますが、内規の 5、「学校給食費を徴収する権利の消滅時効にかかる期間が経過し、かつ、滞納者が羽村・瑞穂地区から転出していること、住所及び居所が不明であること等により、滞納者から時効の援用の意思が確認できないとき。」に該当する世帯が 8 世帯となります。

「3 不納欠損日」は、令和 8 年 3 月 31 日です。

以上で、報告事項 3「令和 7 年度羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分について」の説明とさせていただきます。

○教育長（儘田文雄） 以上で、説明が終わりました。

質疑がありましたら、お願いしたいと思います。

(質疑なし)

○教育長（儘田文雄） では、これをもちまして、令和 8 年第 2 回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）を閉会します。

以上、会議の経過（概要）を記載し、その相違がないことを証するために、ここに署名をいたします。

令和8年4月27日

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

教育長

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

委 員